

## 海産物の電話勧誘トラブルに注意

**【事例】** 以前カニを購入した業者から電話があり「またカニを購入しないか」と勧誘された。一度は断ったがしつこく勧誘され、断りきれずに承諾してしまった。落ち着いて考えると、やはり不要なのでキャンセルしたい。

構です」など曖昧な言葉ではなく、「必要ないです」とはっきり断りましょう。

契約してしまっても電話勧誘の場合、8日以内であればクーリング・オフできます。また、トラブルを防ぐために勧誘電話を受けたときには、事業者名や電話番号などをメモしておくようにしてください。また、商品が届いてしまったときは、宅配業者にクーリング・オフすることを伝えて受け取り拒否しましょう。伝票に書かれた差出人の情報をもめて消費生活センターへご相談ください。

**【問】** 消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



**【アドバイス】** 例年、年末になると海産物の電話勧誘に関する相談が、消費生活センターに多く寄せられます。電話勧誘のやりとり中に、「契約しない」と意思表示した人に対して、勧誘を続けることは禁止されています。必要ないときは、「結

柳川・みやま  
消費生活センター  
☎0944-76-1004

柳川市マスコットキャラクター  
こっほりー

みやま市マスコットキャラクター  
くすっぴー

これで防ごう！

# 悪質商法

- 玄関に鍵  
扉ごしに対応を！
- いらないときは  
はっきり  
いりません
- ニセ電話も  
しつこい電話も  
留守番電話
- 契約内容や  
条件をしっかり  
確認
- うまい話に  
のらない

大丈夫かな？しまった！そんな時は…

## 一人で悩まず相談を！

柳川・みやま  
消費生活センター ☎0944-76-1004